

## 環境省委託事業

### 平成 30 年度企業の中長期排出削減目標設定や排出量算定支援事業委託業務

#### 【企業版 2°C 目標 (SBT) の設定支援】

#### 公募正式書類

#### 1. 背景

環境省は、企業が 2°C 目標に整合した意欲的な目標を設定し、サプライチェーン全体で効果的に削減を進めることは、我が国の削減目標の達成、ひいてはパリ協定の達成に効果的と考え、企業版 2°C 目標 (SBT: Science Based Targets) の設定企業の拡大を目指し、個社別の支援を実施します。

つきましては本業務へ参加を希望する企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた「みずほ情報総研株式会社」が実施いたします。

#### 2. 本支援の詳細

##### ・ 対象企業

- SBT 目標の設定を検討している企業 (コミット済企業を含む)
- 削減目標を有しているが SBT 認定には至っていない企業
- SBT 認定済みの企業で目標達成に向けた PDCA を検討している企業 (※1)

※1: SBT 認定済みの企業については、組織バウンダリや原単位の変更といった、目標の見直しや改善などの明確な課題があり、情報提供や助言による課題解決が望める企業であれば支援対象とする。ただし、SBT 認定を取得していない企業の設定支援を優先する。

##### ・ 事業内容

本事業は、SBT 基準に整合する企業の削減目標設定の支援を実施します。支援方法としては、複数の応募企業を集めて実施する SBT 説明会、面談形式の検討支援、メール・電話等による質問事項への対応を実施します。支援は基本的に説明や助言とし、実際の検討や資料作成等の作業は参加企業にて実施していただきます。また、参加企業には支援に必要とされる資料の提供をしていただきます。

##### ■ 「SBT 説明会」(1 回)

目的: SBT の概要と設定プロセスの理解

- ✓ SBT の概要、認定基準、目標設定手法の解説
- ✓ 第 1 回面談に向けた準備事項の提示
  
- 「目標設定支援面談(※2)」(基本 2 回)
  - 目的: SBT 基準との整合性確認、削減目標に関するディスカッション
  - 1 回目
    - ✓ サプライチェーン排出量の算定状況の確認
    - ✓ SBT に関する質疑応答
    - ✓ 削減目標の SBT 基準への整合性確認
    - ✓ 検討した削減目標に関するディスカッション
  - 2 回目
    - ✓ 第 1 回面談を受けて検討した削減目標の SBT 基準への整合性確認
    - ✓ 検討した削減目標に関するディスカッション
    - ✓ 目標設定・達成戦略についての情報提供・助言

※2: 本事業では、SBT の背景や概要、目標水準の考え方といった技術的な支援や、企業の戦略や経営陣への説明についての相談、助言を実施する。ただし、みずほ情報総研は参加企業に対して責任が発生するような具体的な作業は行わず、情報提供と助言までを支援の範囲とする。

- 応募条件
  - みずほ情報総研及び E-konzal が実施する支援の範囲は「2.本支援の詳細」の「事業内容」に示すとおりであり、削減目標設定、SBT 事務局への目標の提出や連絡、グリーン・バリューチェーンプラットフォーム(※3)への掲載資料の作成等の実際の作業は参加企業において実施すること。
  - サプライチェーン排出量を算定していない事業者は【サプライチェーン排出量の算定支援】を受けること。
  - 削減目標設定の検討、グリーン・バリューチェーンプラットフォームへの掲載資料の作成は、原則として平成 31 年 1 月末日までに完了させること。ただし、支援の結果として SBT へのコミット、削減目標の設定達成は必須ではない。
  - 設定検討結果(削減目標案、サプライチェーン排出量、目標設定の背景、目標設定のプロセス等)のグリーン・バリューチェーンプラットフォームへの掲載に同意すること。
  - SBT 設定に関する「SBT 説明会」及び「目標設定支援面談」(基本 2 回)に参加すること。
  - SBT の認定やコミットに至った場合は、必ず「企業版 2°C 目標ネットワーク」に参加すること。

- SBT 設定について、認定の取得、認定の申請、コミット等の状況の変更があった場合は、速やかに事務局に報告すること。
- 環境省あるいは事務局から、本委託事業の協力依頼やグリーン・バリューチェーンプラットフォームへの掲載資料の修正等の要請があった場合は、その対応に最大限協力すること。

※3: サプライチェーン排出量や SBT 等に関する普及・啓発を目的とし、環境省及び経済産業省が合同で運営している Web サイト。サプライチェーン排出量や SBT 等に関する国際・国内動向や算定方法、排出原単位、取組事例等の企業がサプライチェーン排出量を算定する際に参考となる情報を掲載。

(URL) [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html)

• 支援スケジュール

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
SBT 説明会	●				
目標設定支援面談(第 1 回)	←————→				
目標設定支援面談(第 2 回)			←————→		

• 企業版 2°C 目標ネットワーク

支援の参加者は別途実施する「企業版 2°C 目標ネットワーク」へ参加可能。「企業版 2°C 目標ネットワーク」は、SBT の設定済み企業や設定を目指す企業、再省蓄エネ関連企業が交流し、企業の目標設定や具体的な削減取組に関する課題解決を目指すネットワークとして環境省が設置する。

また、ネットワークに参加しない場合も、ネットワークの合同勉強会にはゲスト参加が可能。ただし支援の結果、SBT の認定やコミットに至った場合は、必ず「企業版 2°C 目標ネットワーク」に参加すること。

3. 募集期間

平成 30 年 6 月 27 日(水)～7 月 27 日(金) \* 当日消印有効

4. 応募手続き及び参加企業の採択について

(1) 応募手続き

SBT 設定支援を希望する企業は、「申請書」に必要事項を記載し、押印の上、提出期限までにみずほ情報総研へメール又は郵送にて提出してください。提出された申請書は本支援の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、採択の結果に関わらず、応募書類は返却いたしません。

(2) 応募申請書の提出方法

電子メールの場合は、押印した「申請書」の PDF ファイルを添付して、scm@mizuho-ir.co.jp にお送

りください。

なお、メールの件名は下記のとおりご記載ください。

【SBT 設定支援応募申請】 応募企業名

郵送の場合は、下記の提出先までお送りください。

・申請書提出先:

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 樋口 宛

E-Mail: scm@mizuho-ir.co.jp (\*「申請書」を郵送した場合は、メールにてご連絡ください)

### (3) 採択基準と採択企業数

応募条件を満たしている企業のうち、申請内容や業種、企業規模等を総合的に考慮し、20社採択いたします。なお、採択されなかった応募企業にも席数の限り SBT 説明会のみ参加を認めます。

## 5. 免責事項

- (1) 本事業はみずほ情報総研及び、みずほ情報総研から再委託を受けた事業者(株式会社 E-konzal)において実施する。
- (2) 本事業に関する参加企業の交通費等は、参加企業が負担すること。
- (3) 支援面談は原則としてみずほ情報総研(東京都千代田区)、もしくは再委託先の株式会社 E-konzal(大阪市淀川区西中島)にて実施する。ただし、首都圏・関西圏以外の地域の企業に対しては、テレビ会議や電話会議の開催も可能とする。
- (4) 本支援事業の SBT 説明会や目標設定支援面談に参加する企業は、環境省 WEB サイト等において支援事業の参加企業として公表する。
- (5) SBT 説明会及び目標設定支援面談の資料の著作権は環境省及びみずほ情報総研に属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする(複製、改変に関しては自己利用のみ可能)。
- (6) 実施結果報告にかかるグリーン・バリューチェーンプラットフォームへの掲載資料の著作権については、参加企業に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定(※)に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。

※(URL) <http://www.env.go.jp/mail.html>

- (7) 本事業において、環境省及びみずほ情報総研に提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省及びみずほ情報総研が使用することに同意すること。
- (8) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。
- (9) 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供

与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

6. お問い合わせ先

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部

\* ご質問はメールにてお願いいたします。

E-Mail: scm@mizuho-ir.co.jp